

記述は「環境ガイドライン（環境省2003年度版）」、「ステークホルダー重視による環境報告レポート（環境省）」、「GRIのガイドライン2001（経済産業省）」、「CSRによる「+ステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002」などを参考にし、特に訴えたい取り組みは、特集としてまとめた。

・信頼性

CSR分野の有識者からアドバイスを得たほか、第三者の意見として、監査法人の公認会計士に所見を依頼し、またWebサイトでも同情報を掲載した。

当レポートで対象とした活動期間は、2005年度（05年04月～06年03月）で、EMS（環境マネジメントシステム）対象となる事業所は国内58カ所であった。当レポートは、A4判36ページ・全カラーで、「地域とともに、保健、医療、福祉の未来を見つめて」というフレーズがレイアウトされた表紙からはじまる。開くと目次に続いて医療法人渕仁会理事長・秋野豊明氏と社会福祉法人南静会理事長・谷内好氏のトップメッセージ、渕仁会グループ、事業理念とビジョンに続していく。

秋野理事長はこのメッセージの中で、「私たちが創設当初から念頭においてきた『患者さま（ご利用者さま）と職員の信頼関係』」この“信頼関係”を築くには、「組織の社会的責任として誠実に責任を果たすこと」つまりCSR経営を確立していくことが基本です」と述べられている。ここに、このCSRレポート2006の刊行が、そのようなトップの強い意志から生まれていることをうかがい知ることができる。

また「事業理念」では、世界の潮流となりつつある、社会、経済、環境のトライブルボトムラインがCSR経営に取り込まれる姿の図があり、続く「CSRを推進するためには、「CSR座談会」では、渕仁会グループにおけるCSR経営の必然性が、大変わかりやすく示されている。

後半に入ると「活動ノライト」として、特色のある高齢者医療の展開（レポート）やドクターへリ事業の取り組みが紹介されている。その後は、「社会性報告」として広報誌サラネットや職員教育・啓発活動、「環境報告」としての取り組みや結果データなどが記載されたものになっている。

●メディアによるブランド構築

信頼感の醸成や社会に対する還元活動という広報の目的を達成するためには新聞・テレビといったマスメディアに頼る広報だけでは果たし得ない面がある。それをお補い、いっそ市民に効果的に浸透させることは、その“透き間”の部分を埋めることが必要である。

2006年5月、広報室は「持続可能なメディアによるブランドイメージ向上およ

び社会還元のための広報展開」と題した展開趣旨書を出した。これはその透き間を埋めるために、継続的なメディア露出を行うことで、市民・地域社会に対してブランド構築につながる「安心感」「・信頼感」「・満足感」などをもつてもらうための施策である。渕仁会グループが取り組んでいる一連のCI（Corporate Identityの醸成）を強化するものともいえる。

そのひとつは、市内中心部に設置した街頭ビジョン（4枚メガビジョン）のスポット放送（毎日放送）による「かんかん体操」の放映である。道行く人々へのさり気ないコミュニケーション効果を狙ったものである。

また、ミニコミ誌やタウン誌に対して、「栄養士のレシピ」といった記事提供（広告）を掲載している。例をあげるなら、月刊パークゴルフ新聞。道内のパークゴルフ関連施設を中心に約6万部発行されるフリーペーパーである。渕仁会グループでは、パークゴルフコンペやショッピングの情報の中に、全2段のカラー広告を出している。

体裁は、渕仁会円山クリニックの運動指導員による腰痛緩和・予防の運動法を、かわいいイラストで紹介している。広告には、從来からの病院のイメージやいわゆる医療機関しさがなく、読者はなんの違和感もなく情熱にふれることができる。あえて取り上げるなら、運動の注意書きのあとに、いちばん小さな文字で「腰痛には整形外科的な疾病を起こしている場合も考えられますので、まずは医師に診察や指示をうけましょう」の一行為はいっている。全く売り込み的要素は感じられないばかりか、あくまでも読者と地域医療の視点で表現し、気をつけてみれば「渕仁会グループ」というロゴが目にはいるというわけである。

また、ロゴ周りには、病院所在地や電話番号の表示がない。ホームページのアドレスが一行そえてあるだけで、読者にとって意味のない装飾や要素をいっさい省いた「広告」となっている。（図表11）

図表11：CSRレポート



●紹介ビデオ（DVD）の企画製作

健康フォーラムなどのイベントごとに収録された映像の多くは、DVDに落とされ、必要に応じて配布される。また、ドクターへリがテレビで紹介されたときの映像なども、努めて収録して管理しているという。

7. グループ内部への広報活動

いまみてきたような市民や地域社会、業界団体など外部に向けた広報活動とは対象的に、職員や地域社会に向けた院内広報は、インナー・ブランディングや医療の質、安全とともに、その活動は、密接にオーバーラップする重要な病院戦略である。散在する多くの施設を抱える済仁会グループでは、外部広報以上に、日々欠かせないコミュニケーション活動となっている。

●「第2の創業期を走る」（新理事長メッセージ集）の刊行

A4判変形で60ページ（内カラー36ページ）のレモンイエローの表紙の冊子には、「第2の創業期を走る」というタイトルがついている。2004年、札幌医科大学を退職して、医療法人済仁会理事長に就任した秋野豊明氏が、1年半後に配布したといわれる小冊子である。多くの原稿はこの間に扱われた「行事と挨拶」「講演」そして「報道記事」が収録されている。ふんだんに配置されたカラーフotoがその場の臨場感を雄弁に伝えてくれる。もちろん理事長の思想や人間味、人となりがうかがい知れて、取材者には大変ありがたい資料である。

トップによる挨拶とは、いつの場合も、それそのものが理念の表明であるといつてもいい。年報など保存記録的な情報は、かぎられたポイントでは重要な情報ではあるが、「より具体的な理念の表出」という意味で、このようなりアリティのある小冊子は、どこに配布しても有効な広報ツールである。

●「ほつと・LETTER（院内報）」の発行

済仁会グループの職員向け広報誌は、「ほつと・LETTER」という詰名で親しまれている。A4判カラーで4～6ページ（号により変動）の体裁ながら月1回の発行である。トップマネジメントから約3,200名の職員を、公平につなぐ唯一のメディアである。業務上、職員に情報の受け渡しをする機能としては、別にグループウェア（desknet's）が活用されているが、これにアクセスできる職員は、役付責任者など一部に限られる。

その点、院内報「ほつと・LETTER」は、同時に配布されることのできる紙媒体であり、デジタルにない肌触り感や現実感がある。また、外へ持ち出して読みたいときに読めたり、家族や友人にもその場で見せることができるため、情報と

いうより現場の“必需品”であり、みんなが公平に所持できるという組織文化的な狙いも多分に含まれている。

いまのところ記事内容としては、折々のグループ内でのトップニュースや重大なお知らせ、理事長からのメッセージ、各施設や職員などの紹介、研修報告などが誌面を埋めている。

●「コンプライアンスマニュアル」の刊行

済仁会グループの広報活動の特徴を語るときに欠かせないのは、明確に整理された「理念体系」である。その理念の具現と実践のためにわかりやすく明示したものが「済仁会グループのサービス憲章」であることはすでに触れたが、そこには掲げられた11項目を、さらに職員向けの具体的な「行動基準」に落とし込んで配布されているのが、創設25周年（2004年4月）を機に運用が始まった「コンプライアンス（倫理・法令遵守）マニュアル」（A4判28ページでそれぞれに2～3色を使った冊子）がそれである。

これは、1999年から取り組んできたISO9001「品質マネジメントシステム」およびISO14001「環境マネジメントシステム」につづく第3世代のISOである「企業の社会的責任」の国際規格化に対応したものである。

秋野豊明理事長は、目次に続く初めのページで、「いま求められているのは患者様、ご利用者様、地域の方々から信頼される済仁会グループを作ることです。済仁会グループが提供するサービスは、患者様の生命や生活の質にかかわる重要な役割を担うものです。その役割に伴う倫理上の原則は、『生命の尊厳』と『人権の尊重』にあるとの認識に基づき、経営層はもとより全職員が『済仁会グループ事業理念』および『サービス憲章』の価値観を共有し、併せて各職能団体が掲げる倫理綱領を遵守し、職員一人ひとりが良心を持ち、公正で責任ある倫理的な行動をとることが肝要です」と述べられている。

この行動基準は、社会的責任の遂行のための具体的なプログラムであり、法令遵守とともに、組織と個人の倫理的責任を誓うものである。

全部で46項からなる行動基準は、実は、前の11項目のサービス憲章に対応している。ここでは、1ページごとに「目的」「行動基準」「リスク」「主な関連法規」のそれぞれの行動基準が解説されていて、誰でも一目で理解できるようになっている。

たとえば14ページを例にとれば、

「(7) チームワーク」では、「私たちは、職種を超えたチーム活動に徹します」という見出しに続いて…

〈目的〉
私たちがチームワークに徹するのは、多様な職種、多岐にわたるサービスの連携と専門性の発揮が、患者様・ご利用貴様の要望・ニーズに応えるという目的を達成する上で、効果的かつ効率的な手段として不可欠だからです。

〈行動基準〉

- 32 私たちは、自由闊達な意見交換を行い、お互いの状況を絶えず知り合えるようコミュニケーションを図ります。
- 33 私たちは、良識あるリーダーのもと、全ての職種にある者及び全てのサービスに携わる者が、その専門性を持って協力し、チームとしての成功を目指します。

〈リスク〉

他職種の連携がとれず、また専門性が發揮されないと、サービスの効率が上がりません。そのため、患者様・ご利用者様と職員及び職員同士の信頼関係を損なうことがあります。更には、不満・苦情ばかりでなく、事故の発生につながるでしょう。

〈主な関連法規〉

- 医療法第1条の2（医療提供の理念）
社会福祉法第5条（福祉サービスの提供の原則）
介護保険法 厚生省令（事業者及び施設、人員、運営基準等）
各職能関連法令（医師法、歯科医師法、保健助産師法、薬剤師法等）
…と展開される。

これは1989年から続いている年中行事で、グループ内の病院や介護福祉施設から、医療・介護・福祉の現職員および関係者約600名が参加、それぞれの分野に応じた研究テーマ約60題をもちより3会場において発表される。

日頃、仕事への工夫と努力を通じて行った改善例やサービスの質の向上に貢献した例やグループ内連携による成果など、専門的観点からの考察を中心に、グループ全体への提言に加え、患者・利用者・家族の心境や本音からの発表なども歓迎されているようだ。

職員研究発表会は、このような日頃から研究成果の交換はもちろんのことであるが、各施設間の相互理解の促進や多数の職員が一同に会してのFace to Face の交流など、渓仁会グループ全体の“組織”を実感する数少ない機会であり、また、トップマネジメントから職員へメッセージを送ることのできる最高の院内広報の場として期待されている。

8. 広報力を強化する取り組み

●一般市民への意識調査の実施

2006年6月、潜在する市民の健康ニーズはどうなものであり、その中ににおける渓仁会グループの現在位置を正確に知る指標として、客観的かつ定量的に抽出するため市民に対する意識調査を行っている。当然これは、広報における費用対効果を測定するためであり、また、その後の広報活動にフィードバックするためである。調査は、「生活者の意見」を効率的に収集するために調査専門会社に協力を依頼した。

調査の方法は、札幌市内に居住する満18歳から60歳までの男女個人、統計学的に妥当とされる1,000サンプルを、エリア・クラスター法（調査地域をエリアに分け、その中から無作為に抽出）により、調査員が各戸を訪問し調査票を配布、後日直接回収する訪問留置法によった。期間は、2006年5月19日～6月2日、調査票回収率は100%であった。

この調査を行った考察として以下のことを判定することができた。

- 1) 医療機関の選択に当たって
 - ・一般的な市民が病院を受診する際には、多岐にわたる情報を探めている。
 - ・医療の質や技術、サービスに対する情報に加え、“信頼感”を醸成させるような情報を訴求している。
- 2) 渓仁会グループの広報活動について
 - ・マスメディアによるイメージ展開では、一定の効果が認められた。
 - ・広報誌「サラネット」の認知度は、高いとはいえないが、今後の運用での改

●「渓仁会グループ職員研究発表会」の開催

毎年11月の上旬になると、「渓仁会グループ職員研究発表会」が開催される。

- ・ 善の可能性がうかがわれた。
- ・ 医療機関が行う広報への期待度は高い。

この独自調査で得られた指標は、1) 効果の検証、2) 今後の広報へのファーバック、3) 適切・適正な情報の公開、4) 定期的な調査の継続というアップスパイラルにつながることが期待できるということであった。

●VIシステムによる統一イメージの導入

このような広報効果の検証活動にくわえ、渥仁会グループの広報で特筆すべき取り組みとして、先にも述べてきたCI活動が挙げられる。渥仁会グループの「保健・医療・福祉のトータルサポート」という地域でのアイデンティティの浸透と確立を、すべての組織行動の中に意識させ一体感を育成しようとする試みである。内に向かっては、日々の医療活動とその改革に対する自問自答のために、また、外に向かっては「渥仁会らしい」イメージと情報発信の下敷きにしていこうとするための取り組みである。

一般に組織のアイデンティティは、理念（マインド）や行動（ビヘイビア）にくわえ、視覚（ビジュアル）から生成されるといわれている。渥仁会グループが取り組んでいるVIS（Visual Identity System）とは、文字どおり、このうちの視覚イメージをシステム化して運用するものである。

渥仁会グループが用いるベーシックデザインは、「K」をモチーフにした2トーンブルーで紙一したロゴマークであり、全体のキーイメージをなしている。このシンボルデザインは、「渥仁会グループ」という組織のやる気を感じるというほどが多いが、時には、そのデザイン形態にイメージの広がりをもたらすため要素に分解して使用したりすることもある。

その顕著な例は、渥仁会グループの対外広報誌「サラネット」の表紙に見られる。意識しなければ気がつかないデザインであるが、実は、KEIJINKAIの「K」のデザインが再構築され、表紙デザインに転用されていて、無意識のうちに、この戦略イメージが人々に取り込まれるように考えられている。

このほか、渥仁会グループの多くの施設では、高齢者医療が行われているが、これらのサービスに使われる送迎車のボディに展開されるスーパー・グラフィックにも、大きな「K」マークが施されている。これは市街を運行する無料の移動広告であり、効率よく人々の目に記憶・認知され、ときに好意的に想起される仕組みとして運用されている。そのほか、当然のこととして、広告やホームページ、ビジネスフォーム、各種広報ツールには、必ずそのVIシステムに準じて活用され、いわゆる「見た目」の統一が行われている。

このように、関係者や市民、職員の目に知覚される、日々生起する断片的な「渥

仁会グループ」のイメージが、一体感や信頼感とともになつて知覚されるよう組織全体を統合的にマネジメントし、地域での存在理由や組織のアイデンティティをイメージで伝えることは、トップマネジメントによる重要な広報活動である。

●グループ内コミュニケーションと連携の促進

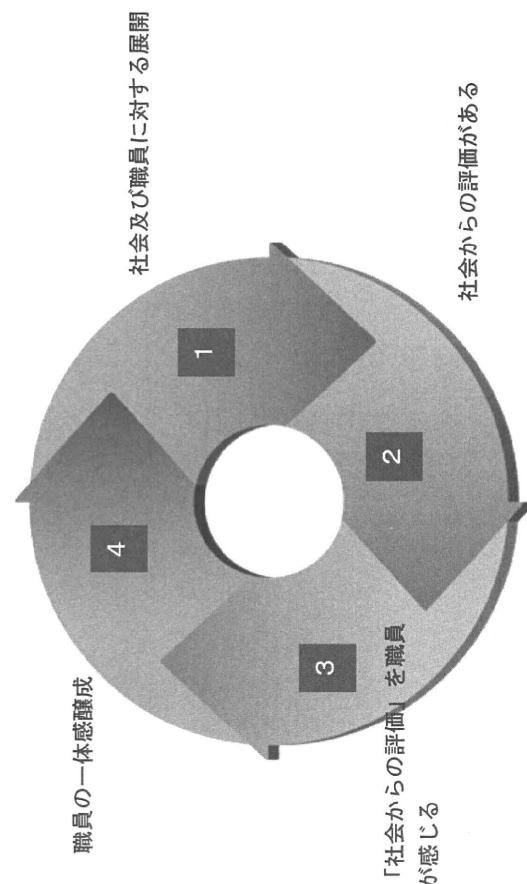
急性期医療から高齢者医療や福祉までヒューマン・サービスを、シームレスに、しかも一貫して提供できることこそが渥仁会グループの最大の特徴であり、それぞれの施設にとつての強みでもある。しかし、渥仁会グループ25年の歴史を見れば、それぞれの施設の成り立ちや経緯は少しずつ違い、理念の浸透度や現場の文化風土は、必ずしも一定ではない。当然、広報活動に対する理解度や実行能力はさまざまである。少なくらず、グループの全容や自分の属する現場しか見えないという職員がいるという。

スケールメリットを生かした経営を進めるためには、広域に広がるこれらの施設および現場と本部をどのように一体化するか、多くの点において、そのコミュニケーションをどのようにとつていくか、つまり、組織内連携をいかに進めるかが最大の課題であり、またその達成は、広報部門の使命ともいえる。

この点についてのアイデアを、広報室は、外部への広報と内部広報の相関によると「アップスパイラル」という概念を使つて説明している。それは、まず本部により「広報施策が実施される」→そうすると「社会や市民利用者がから一定の評価が生まれる」→その評価を「現場の職員が肌で感じる」→その結果、「広報を職員が評価する（次を期待する）」というコミュニケーション過程である。広報活動は、組織的にそれを意識して実行することが重要だと見ている。

著名人を動員しての健康フォーラムにしろ、それは確かに外部社会に向け行われる広報活動の体裁をとっている。しかし、それらの活動は、職員やその家族・友人の期待や経験にもつながり、イメージを直接、肌で感じる機会ともなる。それを通してトップのやる気を感じるということもある。そのとき初めて職員は、あらためて渥仁会グループの全貌を実感し、自施設を見直すとともに、情報の発信サイドに立つて考えることになる。「ここで働いてよかつた」と組織との一体感を共有するのではないか。経営体とは、外部と内部世界を常に行き来することで生かされていく存在であろう。そこに出会う多くの人が心身を傾ける場でもある。その意味で広報活動は、持続可能な最良の経営を照らし出して、組織に参画するさまざまな人々に、わかりやすく示すものでなければならない。（図表12）

図表12：アップスパイラル概念図



JAPAN HOSPITAL
ASSOCIATION
医療機関トッピマネジメント
研修コース

広報活動

「溪仁会グループの経営戦略と広報活動」 (ケースB)

改訂執筆者：伊藤 一

■ケースのねらい

- 外部評価制度の活用は成功しているか、
- CSR経営は医療事業に如何に貢献するか、
- 手稿溪仁会病院の広報資源は如何に活用されているか、

目次

- ケースB
- 9. CSR 経営の展開
 - 法人としての経営管理体制
 - CSR レポートによる内部広報
- 10. 医療法人済仁会（手稲済仁会病院）のPR資源
 - ドクターへリ事業の概要と運行状況
 - 卒後研修医制度の概要

9. CSR 経営の展開

- 法人としての経営管理体制

この法人での経営教育は外部認証制度を活用している。病院機能評価から始まり、IS09001を2000年に取得し、そののち4年ごとに更新をしている。当該法人は内部監査員が519名おり、約3,600名の職員の約15%をしめている。内部監査員による職員教育が活発におこなわれている。ただ更新を重ねるたびに医療法人の管理とかい離してきているのと、協会への支払う費用も高額になっている状況で、自らの医療施設向けのオーダーメードの品質マネジメントを考えしようと現在検討中である。

次の環境マネジメントの外部認証によりCSRレポートでもあるように、環境保全のための各種の取り組みが展開されている。個人情報保護の規定も情報セキュリティの外部評価制度を活用している。

図表1：認証制度の活用

マネジメント名称	導入目的	導入年	導入施設	内部監査員数
病院機能評価	医療提供体制の向上	1998～ 2005～ 2007～	定山渓病院 手稲済仁会病院 西円山病院	—
品質マネジメント (IS09001)	サービス提供における品質の継続的改善	2000～ 2004～ 2008～	施設単位で取得開始 グループとして審査登録	519
環境マネジメント (ISO14001)	環境保全活動の実施 と継続的改善	2004～	グループとして審査登録	256
情報セキュリティ (JISQ15001)	個人情報保護の徹底	2006～ 2007～	社会福祉法人 ソーシャル・ハーティワーカーズ 医療法人	109
バランスト・スコ アカード (BSC)	業務プロセスの業績を 定量評価	2005～	医療法人、社会福祉法人 ソーシャル・ハーティワーカーズ	—

最後のBSCカードについては、2005年から導入した。当初は、積極的展開を図り、2007年にはバランスト・スコアカード学会を北海道で開催する際の主催者として済仁会が引き受け、法人内に普及をはかった。済仁会グループのBSCの展開は、法人本部のBSCと各病院が個別にBSCを展開した。また、予算とBSCを連動させて、重要なアクションプランに対して予算のつけて実現を促す方法を採用了。また部門別BSCの実施も検討した。ところが、現在はあまり効果を出しておらず形だけの取り組みをしているとの

ことであった。たとえば部門を超えたマトリックス組織の存在もなく、セクションズムを排除できないかたちとなっている。部門別BSCの活動は、現在でも存続しており、各部署で取りまとめている。益々、部門セクションズムを打破できないかたちとなっている。ただ、当該法人はISO9001を中心に行なうべきマネジメント教育は行われており、BSCをあえて展開するメリットはあまりないと職員は話す。

BSCにより、本来の部署を超えた、新しい発見・発想や組織の一体感の醸成のためのペクトルの摺合せなどは、理事長が5年ごとに提示する、中期計画書（マネジメントレビュー）を順守することにより理念の共有は果たされているところであった。済仁会グループは、本来財務状況が良好で、それほど業務の改革をする必要性がない状況である。

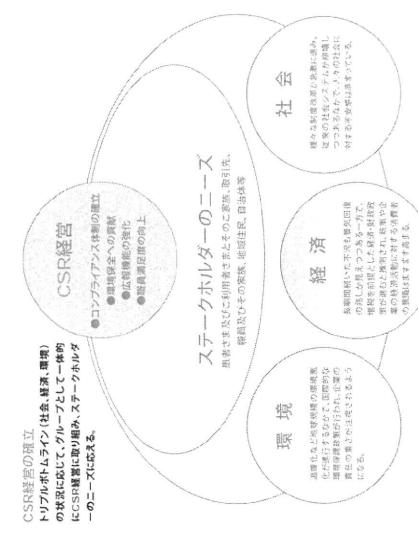
次に、理事長の提起するCSR経営については、2007年のCSRレポートにて理事長の秋野氏が提示した。これは“医療経営とはCSR経営である”という言葉に集約されている。“医療、保健、福祉の事業はそもそもが社会貢献の事業であり、公益的な事業を行うことで社会貢献した結果、得られた利益を原資として、さらに公益性のある取り組みを行って社会貢献し、地域に持続的にサービスと安心を提供していく”として本来医療の持つ公益性と企業（組織）の社会的責任であるCSRの内容は実のところ一致していると宣言している。そして、元医大の学長であった経験より“医療人のもつ職業的使命感、倫理観による日々の誠実な業務推進こそがCSR経営を実現する方策”として、医療人の職業的使命感や倫理観の存在を確信し、普段の活動を忠実に行なうことだけでCSR経営は実現できるというストレスのない提案をしている。

ちなみに企業の社会的責任とは1970年代に公害問題が深刻化した際、市民権意識が高まり、フィランソロピー・メセナなどの活動が企業において活発になりました。2000年代に入ると、法令違反企業や不祥事が起るたびに、企業のコンプライアンスについての意識が高まり、リスクマネジメントの必要性が叫ばれた。そこで利潤追求経営の反省としてのCSR経営が登場した。秋野氏の主張のとおり医療・保健・福祉事業体では出発点は社会貢献であり、医療・介護・福祉事業はその事業本来が社会的責任をはたしている事業経営である。

企業が金銭的収益を得て、ステークホルダーに対し財務状況を開示している点と比較すると、医療事業の成果は公益性（質の高い医療サービスを提供）で測定するためにも、ステークホルダーに治療実績、医療内容、医療安全データなどの情報を開示すべきであるとの意見もあり、CSRレポート以外の年次報告書にて公表している。

CSR経営の内容はステークホルダーのニーズに合わせて展開するべきであるという視点を基に図表2にあるように、環境、社会、経済の広範囲にわたる展開を実現している。

図表2：CSR経営の確立とステークホルダーのニーズ

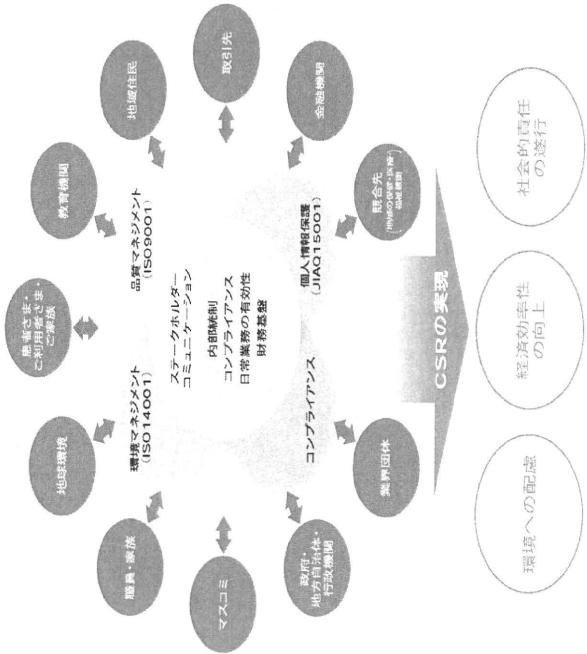


●CSRレポートによる内部広報

当初CSRレポート策定の目的は外部のステークホルダーへの自らの経営の説明という視点があつたが、現在は内部の広報活動に活用されている。発行部数の30%は内部職員のマネジャー（課長、診療科長、師長等）レベルへ配布し日々の経営のベクトルを統一している。

また外部のステークホルダーと関係において、グループ内部での認証制度による研修制度（ISO9001等）の遂行により理事長がしめたマネジメントレビューをめざしCSR経営を展開している。（図表3）

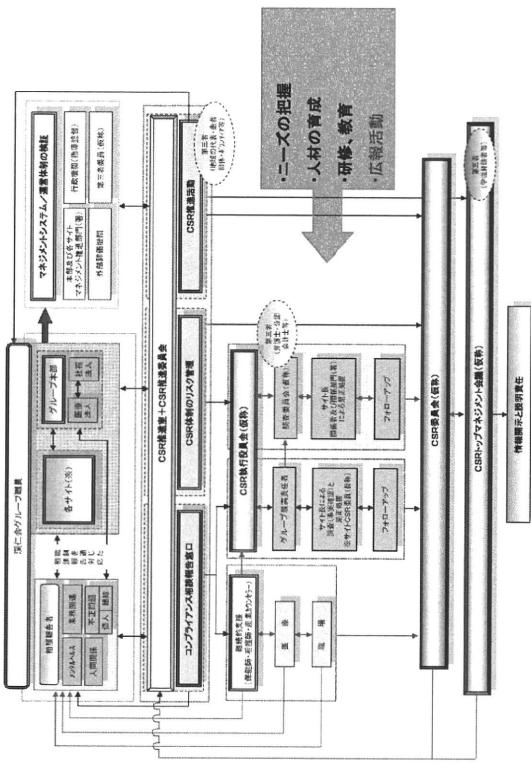
図表3：CSR経営と研修制度



ガバナンスの確立はグループの経営理念である事業理念、サービス憲章・行動基準により詳しく職員に説明され、共有することを実現している。特にコンプライアンス体制が大切である。内部通報システム（ほつとライン）を活用し、社会の要請に誠実に応える組織風土が醸成されている。また社会との調和と実現するためには環境保全活動を実施し、継続的に改善し、さらに情報公開により説明責任を果たし、広報活動を強化している。また職員研修については、先に見たように外部認証制度をもとにした、全職員対象の階層別、職種別の研修が活発におこなわれている。

また、2005年発刊当時はCSRの執行組織として次の図にある組織が形成された。これは現在展開しているCSR経営の推進母体となっている。ただ現在組織の見直しが展開中である。（図表4）

図表4：CSR経営執行体制



10. 医療法人溪仁会（手稲溪仁会病院）のPR資源

● ドクターへリ事業の概要と運行状況

救命救急医療を必要とする患者のもとへ、救急医療に精通した医師・看護師を可及的速度やかに現場に派遣し、一刻も早い初期治療を開始するための「救命救急専用ヘリコプター」をドクターへリと呼んでいる。

北海道のドクターへリは2年9ヶ月間の実験運航を経て、2005年4月1日、全国で9番目に正式運航を開始した。広域な北海道では、救急患者が発生してから初期治療を開始するまでの所要時間や、地域医療格差が問題視されている。こういった地域医療格差を少しでも縮小し、一人でも多くの患者を救うために、ドクターへリは救命救急の切り札として、導入された。

出動時には、運航のための知識と経験豊富な操縦士・整備士が各1名、そして手稲溪仁会病院救命急救センターに待機する専任の医師1名（または2名）、看護師1名が搭乗し、要請からわずか数分で基地病院を離陸する。機内には救命救急に必要な医療機器や医薬品が常備され、患者の容態にあわせて、出動時点から救命処置の準備を整え現場に直行する。

現在、北海道で使用されている機体は2機種（MD-902・EC-135）、いずれも小型で機能性と安全性に優れ、救急医療専用ヘリコプターとして欧米でも高い評価を得る。

得ている。また、北海道最大の特徴である「降雪」から機体を守るために、ヘリボートには融雪装置を備えた格納庫を完備している。

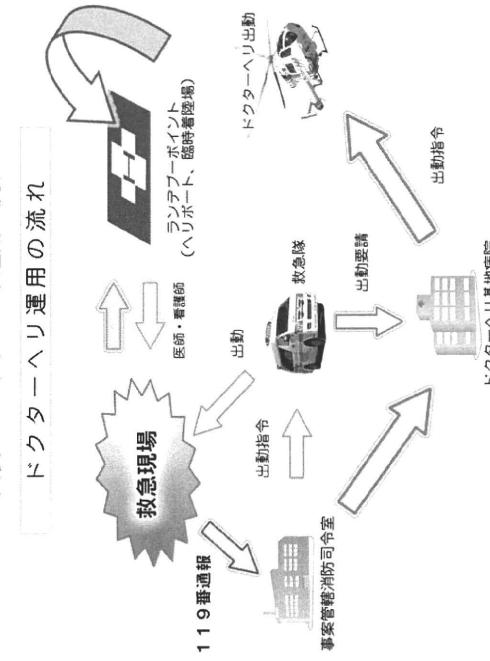
出動する条件としてはおおむね 3 点である。

- ① 生命の危険が予想されるとき
 - ② 重症多発外傷・四肢切断等の救急疾患
 - ③ 長時間搬送が想定される重篤疾患など
- 搭載機器はドクターへリの機内には人工呼吸器や心電図モニター、電気除細動器、超音波診断機器などの装備、患者搬送用のストレッチャーや酸素がシベなどが搭載されている。

運航体制は有視界飛行が義務付けられているので、時間内であっても日没や悪天候等により出動できない場合もあるが、365 日の運航体制をとっている。おおむね 8：30～17：00（冬季は 16：00）までの運航となっている。

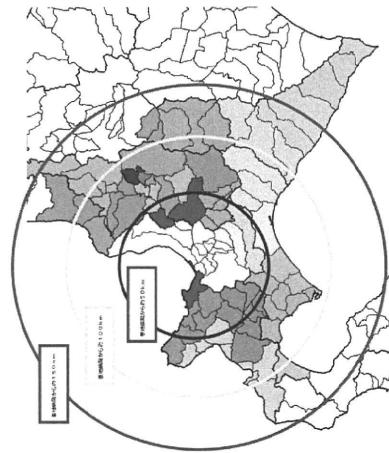
119 番通報を受けた消防機関が救急現場で、医師による早期治療が必要と判断した場合に、ドクターへリ運航管理センターに要請が入る。また、広地域の医療機関から、高度医療が必要と判断された場合などにも要請を受け出動することもある。基地病院を中心とした道央圏及び半径 100km 圏内を運航範囲としている。平均飛行時間は 50km で約 15 分、150km で約 45 分になる。

図表 5：ドクターへリ運用の流れ



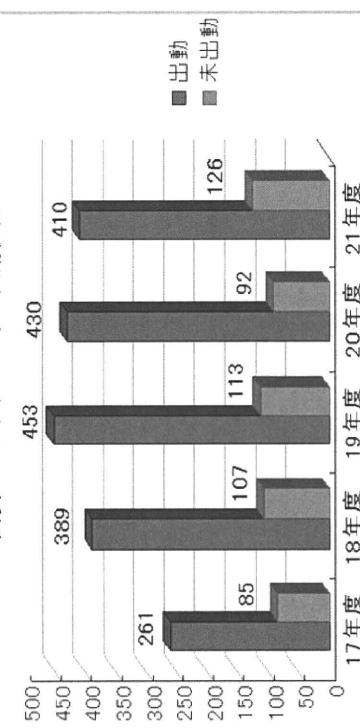
出所 溪仁会 HP より
(手稿溪仁会病院のホームページより)

図表 6：ドクターへリ対応エリア



出所 溪仁会 HP より

図表 7：ドクターへリの出動状況



出所 溪仁会 HP より
(手稿溪仁会病院のホームページより)

● 卒後研修制度の概要

卒後臨床研修制度の変更時、約 70 人の希望者を集め、16 人の研修医の定員を確保した。手稿溪仁会病院は、臨床研修病院の指定を受け、総合診療方式による研修を始めたのも 98 年である。当初の数年間は 1 ～ 2 人の研修医を受け入れるにとどまっていた。だが、3 年前に米国型の研修方式を導入して以来、研修希望者が増え始め、昨年のワーチャルで一躍、全国の人気研修施設の一つに数えられる

ようになつた。

米国大学と提携した内科研修である、米国ピッツバーグ大学メディカルセンター (UPMC) と提携して 3 年間行う総合内科研修に、多くの学生が魅力を感じている。手稲済仁会クリニック院長（当時臨床研修委員会委員長）の酒井圭輔氏は人気の理由を雑誌記事にてこう語った。

『2001 年から始めたというその研修の目的は、総合内科医 (General Internal Medicine ; GIM) の養成だ。総合内科とは、日本では聞き慣れない言葉だが、米国の内科研修では、消化器内科や循環器内科などの専門分野を専攻する前に、総合内科の 3 年間の研修が必要とされている。』

何らかの症状を訴えて来た患者に対し、病歴と身体所見を取る。その間にどんな疾患が想定できるかを考え、問診と診察を通して病気の診断を絞り込む。あらゆる病気に対し、画像診断装置や内視鏡など高度医療機器を使わず、“素手”だけで正確な診断を下せるのが、総合内科医である。

従来のわが国の中等研修は、卒後すぐに入院する消化器内科や循環器内科といった専門科で行われてきた。そのため現場で最も即戦力となる総合内科医は、日本の医学教育ではほとんど養成されてこなかつた。同病院では、UPMC の研修プログラムを基に、研修医は最初の 2 年間内科系診療科や救急部、外科を幅広く回る。3 年目は研修医の希望に応じて総合内科系、内科専攻系、外科系、小児科系の四つの専門科に分かれて研修する。指導医には、米ハーバード大連施設で内科研修を修了した米国人医師と、30 年間以上米国式研修を行っている医師を専任スタッフとして置いてきた。

こうした各科での指導と並行して病院が力を入れているのが、週 4 回朝 7 時 30 分から始まる「モーニングレポート」と呼ばれるカンファレンスだ。毎回、特に教育効果が高いと思われる症例を取り上げ、担当の研修医が何に注意を払って診察や検査をし、どのような疾患を考えて治療方針を決めたかなどを報告する。しかも、使う言語はすべて英語だ。発表した研修医に対しては、司会の米国人指導医や他の研修医から、下した診断の根拠や指示した検査の必要性などに関する厳しい質問がなされることがある。

「この病院では様々な症例を数多く経験できるので、とても勉強になる。英語を学ぶ機会も多く与えられていて、米国で研修できる道も開かれているのも魅力的」と初期研修 2 年目の研修医は話す。

手稲済仁会病院は、年間約 2 万ドル（約 220 万円）の提携料を UPMC に支払っている。これによつて、カリキュラムや教育技法などの UPMC のノウハウを利用できることも、3 年間の研修修了後、病院が推薦した研修医は UPMC で米国の正式な

レジデンントとして臨床研修を受けられる。

UPMC は、全米の研修施設の中でも総合内科研修が活発な施設の一つであり、UPMC も、その研修ノウハウを日本に伝えるプロジェクトを進めている。手稲済仁会病院の提携は UPMC に在籍する北大出身の日本人医師を介して実現したものだ。当初、総合内科医が収益に貢献していた。専門特化が進む急性期病院にとっても、総合内科医の養成は必要な戦略だった。「専門科が細分化すると、例えば、同じ内科なのに胃腸疾患は診断できても心臓疾患はわからなくなる」ことなどが起ころ。『それはうちの科の病気じゃない』と突き放せられたり、専門科間をたらい回しにされる患者が増えることになる」（前出、酒井氏）。

さらに同病院は、救急部を拡充し、「総合内科」という診療科を新設する計画を立てている。救急部に総合内科医がいれば、歩いて来る軽症患者に対しても適切な対応ができるなど 1 次救急にも手を広げられる。

「今後さらに、DPC の導入、在院日数短縮が進む中で、過剰な検査をせずに診断を下し、合併症を作らず確実に治せる医師が必要になる。UPMC との提携料、教育スタッフや研修医の人件費は病院にとっては大きな負担だが、病院機能拡充のための必要な投資ととらえている」（前出、酒井氏）。

図表 8：卒後臨床研修状況（導入後の推移）

	初年度 (3 年)	臨床研修 手續で研修 3 年目	その他 病院にて 研修 (3 年)	後期臨床研 修 (3 年)		初期研修は 他の病院	道外	道内
				手續研修	他病院			
H14	10(6)	10	0	7[1]	3[2]			
H15	11(10)	9	2	6[3]	6[5]			
H16	16(10)	13	3	8	0[5]			
H17	16(13)	16	0					

() 内数値が道外大学出身者、

[] 内数値はピッソーラメディカルセントラーレジデンス採用数、

[] 内数値は道外の他病院にて研修。

以上ドクターへリ事業と卒後研修医制度の概要である。当該病院では、これら資源を対外的に広報資源として活用をしている。いくつかの新聞・雑誌記事やテレビ番組の取材などのパブリシティーを取り上げられ、当該病院の PR とイメージによるブランド形成がなされている。

目 次



医療機関トップマネジメント 研修コース

1. 病院の概要	3
2. ノロ・ウイルス流行の概要と当面の危機対応（事件の経緯）	4
3. 行政、患者・家族・連携機関、メディアへの対応	7
4. 流行が病院経営に及ぼした影響	
5. 院内体制の強化	8
6. 院内体制の強化	9

「クライスマネジメント」

執筆者： 松本邦愛、長谷川友紀
東邦大学

資料	
1. 花川病院組織図	10
2. 病院の沿革	11
3. 花川病院院内案内図	14
4. 入院患者数の推移（2009年2-7月）	17
5. 医業利益と医業収入の推移	18
6. ノロ・ウイルスに関するマニフェアル（感染事件の前のもの）	19
7. 事件以降追加されたマニュアル	20

■ディスカッションのポイント(ケースのねらい)

〈クライスマネジメント〉

- 重大事故発生時の適切な対応方法を、院長としてどのように意志決定するか？
- 重大事故への対応の際、どのような体制を整えるべきか？
- マスコミ、患者、警察、家族にはどのように対応するか？
- どのような損害賠償保険に加入すべきか？

1. 病院の概要

医療法人香成会花川病院は、北海道札幌市北側に隣接する石狩市にある病床数180床（回復期リハビリテーション病棟120床、医療療養病棟60床）の病院で、昭和54年8月1日に開院した。2008年からは健育会グループに参画している。病院の位置は、石狩市と札幌市手稻区の境界線近くにあり、最寄り駅も札幌側に位置している（地下鉄南北線森生駅、JR手稻駅）。2010年9月の病床稼働率は98.7%、平均在院日数は140.1日である。職員数は、235名（平成22年4月1日現在）であり、内訳は常勤医師6名、看護師65名、看護補助者29名、介護福祉士23名、理学療法士43名、作業療法士32名、言語聴覚士14名、管理栄養士5名、薬剤師3名、等などになっている。診療科は、内科、歯科、リハビリテーション科があり一部外来も行っている。開連施設としては、ふれあいクリニック（内科、リハビリテーション科）、訪問介護ステーションボーラ、介護老人保健施設オアシス21（100床）、訪問介護事務所石狩ほっと館、グループホーム延齡草、ホットライン21、居宅介護支援事務所、石狩市地域包括支援センターホットライン21等がある（添付資料1、2）。

病院は5階建であり、病棟があるのは2階、3階、4階である（添付資料3）。看護介護体制は、回復期リハビリテーション病棟には入院患者3人に対し1人以上の看護職員と入院患者6人に対し1人以上の介護職員を、医療療養病棟には入院患者5人に対し1人以上の看護職員と入院患者5人に対し1人以上の介護職員を配置している。理学療法士、作業療法士の数も多い。（財）日本医療機能評価機構認定病院（Ver.5.0）であり、病院の理念として、確かな医療、質の高いリハビリテーションの提供と利用者の心豊かな人生を支援することを掲げている。特徴的なのは、患者の人権を尊重し「抑制」を一切廃止していることである。

2. ノロ・ウィルス流行の概要と当面の危機対応（事件の経緯）

2009年4月7日（火）

午前10時30分ごろ、急性期病院より回復期リハビリテーション病棟に78歳の女性患者が転院してきた。患者は2階病棟へ入院した。午前11時30分ごろ、患者は2回嘔吐したが、職員は車酔いのため気持ちは悪くなつたものと考え、特に気にしなかつた。患者は翌日には回復した。

8日（水）

2階病棟に入院している別の患者が2回嘔吐した。便の性状は軟便から水様便であった。

10日（金）

2階病棟の別の2名の患者が嘔吐、下痢も見られた。同一症状であることが看護師から主治医に伝えられた。

12日（日）

午前11時、3名の患者の同一症状の発症と9日にグループホームへ移動した入所者の発症の連絡が総看護師長に届く。昼から夕方にかけて患者は増え、2階病棟の8名が嘔吐、下痢の症状を見せた。発症患者は4つの病室に隔離され、総看護師長はマニフェアルに沿って対応するように指示を出した。午後4時30分総看護部長に連絡があり、午後5時に病院に急行した。また、夜には保健所にも報告を行ったが、休日対応であり、伝言し担当者から折り返し連絡をもらった。

12日の時点での対策は以下のとおりである。

- ①職員に感染手順指導、2階病棟内の消毒
- ②栄養科長と食事に関する対応を協議（13日朝から使い捨て食器使用）
- ③症状のあった夜勤介護職員の勤務交代を指示
- ④主治医、院長に連絡、院長來院
- ⑤院長指示にて江別保健所保健予防課に連絡（19時時点患者8名、職員5名）
- ⑥緊急連絡網にて2階病棟職員全員の症状確認
- ⑦20時時点での発症者25名（患者13名、職員12名）

13日（月）

午前9時、臨時院内感染対策会議を開き、入退院を全病棟で当面中止し、2階病棟には外部からの出入り禁止、清掃の徹底、どうしても必要な患者以外の外来の中止などを決定した。午前10時30分には保健所保健予防課から4名が来院し、

病院内を点検した。保健所からは、病院の対応には問題がないこと、病院の閉鎖に關しては法的な決まりはないので、病院の対応に任せた旨が伝えられた。12日の時点では食中毒の可能性も考えられていたが、13日時点ではノロ・ウイルスを想定した対応となつた。

午後1時30分よりこの日2度目の臨時院内感染対策会議を開き、使い捨て食器使用の継続、2階病棟の封鎖（勤務中の病棟職員は、他の病棟への出入りを原則禁止した）、入退院の1週間の中止（13～19日）、外来の14日からの再開、面会の中止（3階4階病棟は15日まで、2階病棟は1週間（13～19日））などを決定した。この時点での発症者は39名（患者21名、職員18名）であった（全て2階病棟）。

14日（火）
本部から派遣されたリスク・マネージャーの指導により、模擬記者会見を実施した。
関連施設である介護老人保健施設オアシス21にて、10日に病院から移動した入所者が下痢、嘔吐との連絡が入る。

15日（水）
3階病棟1名発症。午前11時、臨時院内感染対策会議を開き、3階4階に閉鎖では、入浴は中止するものの、リハ、面会は開始することを決定。歯科は今週中止（15～19日）、入退院の見学も中止することを決定した。

16日（木）
2階病棟で最終発症（以降の発症なし）。3階病棟、4階病棟で1名ずつの発症があつた。

17日（金）
3階病棟の看護師1名発症（14日に2階へサポートに行った）。職員の最終発症があつた。

19日（日）
3階病棟で1名の発症。これが全体の最終発症であった。
28日（火）
関連施設である介護老人保健施設オアシス21にてノロ・ウイルス終息宣言が出された。

5月1日（金）
3階4階病棟の入院が再開された。

5月11日（月）
2階病棟の入院が再開された。およそ1カ月間2階病棟は閉鎖されていたことになる。

5月12日（火）
ノロ・ウイルス終息宣言を出す。

最終的な保健所届出総数は44名（患者25名、職員19名）、関連施設介護老人保健施設オアシス21の最終保健所届出数は43名（入所者33名、職員10名）であった。

3. 行政・患者・家族・連携機関、メディアへの対応

行政へは12日午後7時に江別保健所へ最初の報告をしてから19日まで、毎日連絡を行った。最初の報告では、日曜日の午後5時以降であったので保健所に担当官がいなく、警備職員に伝言をして45分後に担当者から連絡をもらった。翌日13日に保健予防課の4名が来院した時に提出した資料は以下のとおりである。

①感染性胃腸炎発生状況 32名分（患者19名、職員13名）

②リハ職員4名分は詳細が判明していないためFAXで送付

③患者検体11名分

④入院患者名簿（生年月日、部屋割が分かるもの）

⑤職員名簿

⑥4月分勤務表（2階病棟看護師、看護補助者、リハ、栄養科、清掃）

⑦業務分担表（2階病棟看護師、看護補助者、リハ、栄養科、清掃）

⑧陶芸教室参加者名簿（4月9日実施）

⑨入退院名簿（4月6日～10日）

⑩施設見取り図

保健所からは、院内感染に対する対応については問題なしとされたが、同一の有症者が10名以上発生しているので、病院名を伏せて公表することになる旨を告げられた。

ノロ・ウイルス感染への苦情は、4月14日に入院患者の家族から面会に来た患者の孫が下痢、嘔吐症状が出て学校を休まなければならなくなつたことに対する苦情1件であった。これに対しては、看護部長とソーシャル・ワーカーで家族宅に出向き謝罪と説明をして了解をしてもらつた後、保健所に報告をした。

その他苦情は来なかつたものの、患者・家族・連携機関には謝罪の意を示した。13日の時点で、入院受け入れできなかつた医療機関、転院できなかつた医療機関、当該調査において影響が予想される医療機関に電話・お詫び状を送り、15日には患者の家族へお詫び状を送付した。以後、退院後に感染が拡大したグループホームや他の関係機関にも順次お詫び状を送り、またお詫び訪問を繰り返した。このような対応の結果、補償の問題や治療費などの請求は1件も発生しなかつた。

メディア対策としては、14日に模擬記者会見を実施したが、結果としてメディアの取材は一件もなかつた。花川病院のノロ・ウイルス感染事件の後に周辺でも同様な感染事件はあったが、新聞などではほとんど報じられていない。

4. 流行が病院経営に及ぼした影響

4月5月と病床が空いてしまったので、病院の収支には大きな影響が出た（添付資料4、5）。病床の変更などがあつたため、前年同月との比較はできないが、ノロ・ウイルス事件の前月の3月と比較すると、4月の医業収入は1436万円減(-11.8%)、5月は1077万円減(-8.2%)であった。通常利益みると、対3月で4月は2719万円減(-80.0%)、5月は2460万円減(-66.3%)であった。6月に入ると収益は回復し、医業収入も対3月で1097万円増(+8.7%)となつていることから、ノロ・ウイルス事件の影響が非常に大きかっただことが分かる。

今回のノロ・ウイルス事件は、スタッフの士気に悪い影響を及ぼすことはなかった。むしろ損失を回復するため空病床を埋めることを目指し、職員の士気は向上した。また、感染に関する意識が向上し、勉強会が立ち上がり、委員会活動が活発化するなどの効果がみられた。

また、患者や近隣の医療施設に關しても、今回の事件によって評判が落ちたり、紹介患者数が減ったりするようになかった。これは、患者に対しては起きたことを正直に話し、どのように対策をとつていくかについて説明したり、医療施設に対しては医療機能を全うできなかつたことに對し、電話、文書、訪問を通じて謝罪を徹底して行つたりしたことがあつたと思われる。ただ、最初の患者が誰か、ということに関しては、内部にも外部の連携機関にも一切公表することはしなかつた。

今回、ノロ・ウイルス感染の影響が最悪の状況になるのを防げたのは、大事

とつて病棟を閉鎖し、新規患者の受け入れを一時的に止めたことが大きいと考えられる。

心がけたのは、まず患者の重症化を防ぐことと、職員間での感染を防ぐこと、さらに苦情への対応は丁寧に行うことであつた。

ノロ・ウイルス患者が院内に入つてくるのを完全に防ぐことは難しい。

感染を広げないのが病院の責任である。その結果、病棟を開鎖することに至つたのだが、病棟機能の停止は、徹底

した感染の抑制につながる反面、収益を大きく落ち込ませることになり、また入

院している患者のストレスを増大させることにもつながつた。そのバランスを考

え、病棟開鎖をどのように考えるか経営者にとつては大きな選択であつた。

5. 院内体制の強化

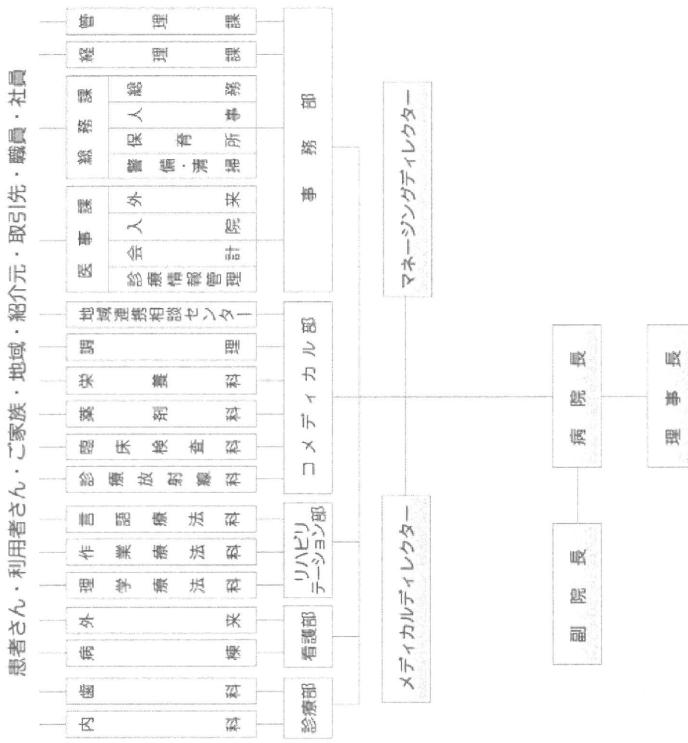
今回のノロ・ウイルスの集団感染が起きる以前にも、感染に対するマニュアルはあった。マニュアルには、まず、ノロ・ウイルスの定義、感染ルートが記され、それに続いてノロ・ウイルス感染症と診断された場合のマニュアルが記されていなかった。しかし、マニュアルを理解してきちんと守っているのが徹底はされておらず、自分の施設でこのようなノロ・ウイルスの感染が発症するかもしれないと危機感は薄かった。標準予防策についても理解はしていたが、実際は手袋をして患者に接するのは失礼にあたるとの意識もあり、徹底していたとはいひ難い。

集団感染が起きてからは、院内の感染症マニュアルに多くが追加された（添付資料7）。ノロ・ウイルス発生時の感染報告体制、患者発生時の対応、病院内の個々の場所の環境の整備、病棟管理の基準に加えて、嘔吐物処理の手順やリネン類の処理の手順から消毒液ブリーチの作り方に至るまで、具体的な対応が事細かに作成されることとなった。

しかし、このような予防に関するマニュアルや患者発生後のマニュアルは導入しただけでは十分ではない。花川病院においてもアンケートの結果、標準予防策の遵守は十分なものとはいえない。そこで、管理項目を作成し、手洗いの状況は1カ月おきに機器を使用して検査したり、手袋・消毒液の減少状況をチェックしたりしている。

花川病院では、2009年4月5月のノロ・ウイルスの後、2010年1月にもノロ・ウイルス患者が発生した。しかし、この時は限局的な発生にとどまった。職員には標準予防策は浸透しつつあったので、この時には前年の経験を生かすことができた。それは、患者の教育に同じテーブルに着いた他の患者への感染がみられた。そこで、現在は患者の衛生教育にも力を入れ、特にトイレ後、食事前の手洗いに関してチェックをするようになっているが、患者は認知症の込んだ人も多く、また患者に強く強制することの問題にどう対処したらいいか案中である。

資料1：花川病院組織図



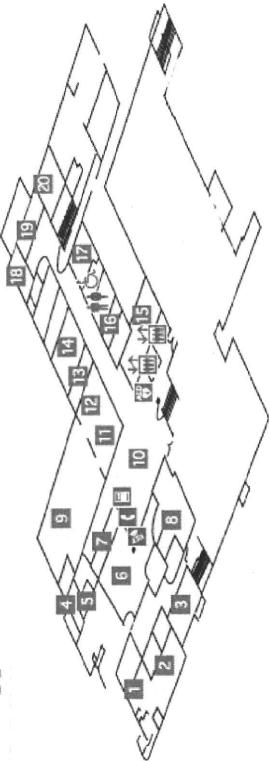
資料2：病院の沿革

年月日	承認許可関係	年月日	承認許可関係
S54.8.17	花川病院開設 承認許可関係	H11.4.30	その他(動き)
全身用CT導入	162床	その他(動き)	その他(動き)
S57.12.15	特例許可老人生病院	45名	職員数
S58.5.10	北海道病院厚生年金基金加入	79名	
S59.10.30	医療法人設立許可	6/1病床許可180床	
S60.11.26	医療法人花川病院 経営主体の変更		
S61.1.1	院内保育所「らひっこ」(瓦版)開園		
S63.1.15	入院管理料(Ⅱ)承認「第12号」		
H2.1.25	介護力強化病院(定額制)	ヘルパー発止	
H2.10.1	運動理学療法承認「第10号」	124名	
H3.2.10	災害救援指定医療機関「01428161-1」		
H3.12.9	スプリンクラー設置		
H4.1.1	完全4箇5床	141名	
H4.5.11	老人訪問看護ステーション ポプラ開設		
H4.10.25	1000014号(道1号)		
H4.7.1	定款変更		
H4.7.1	入院医療管理料(Ⅱ→Ⅰ)「第15号」		
H5.1.1	完全週休2日制		
H5.2.1	事務室、オーブンカウンターハイ化		
H5.3.10	ナースステーション、オーブンカウンタ化		
H5.4.1	6時給食化		
H5.5.24	定款変更		
H5.1.1	法人名 医療法人喬成会と改称		
H5.12.6	第一次増改築完了		
H6.1.1	老人作業療法施設基準認		
H6.4.1	老人病棟療養環境加算「第1号」		
H6.6.1	老人医療管理料(Ⅰ)「第9016号」		
H6.6.1	薬剤管理指導承認「第96号」		
H6.6.8	定款変更		
H6.6.20	第二次増改築完了		
H6.7.13	老人訪問看護ステーション ポプラⅡ開設	166名	
H6.8.1	老人保健施設オーシス21開設		
H6.10.20	10.8003箱呑呑門牌5号		
H7.9.4	定款変更		
H8.4.1	院内感染加算		
H8.9.13	夜勤看護加算(Ⅱ)「第4号」	174名	
H8.4.22	小児科外来診療加算「第58号」		
H8.8.1	老人慢性疾患外来総合診療「第33号」		
H8.4.22	定款変更		
H8.9.13	ふれあいクリニック開設		
H9.6.18	老人会議委員会発足		
H9.10.1	老人病院機能評価委員会発足		
H9.12.19	院内土器化に際み切る		
H10.1.5	24時間運営体制による届出(第61号)		
H10.3.1	寝たきり老人在宅総合診療に係る届出(第263号)		
H10.3.31	シエル土地整備(973.6m ²)		
H10.4.1	地盤連携事業室設立開設		
H8.12.1	厚田訪問看護工事完了		
H9.3.1	地域包括支援センター開設		
H9.6.18	ふれあいクリニック24時間(在籍241)第293号		
H9.10.1	地域包括支援センター開設		
H9.12.19	電子化算電子化第216号		
H10.1.5	栄養管理制度化第458号		
H10.3.1	脳血管疾患等ハシリ臓(1)第66号		
H10.4.1	運動器リハビリ(1)(運1)第288号		
	医療法人会成金新規令掲示		
	法人本部の人事 経理設立		

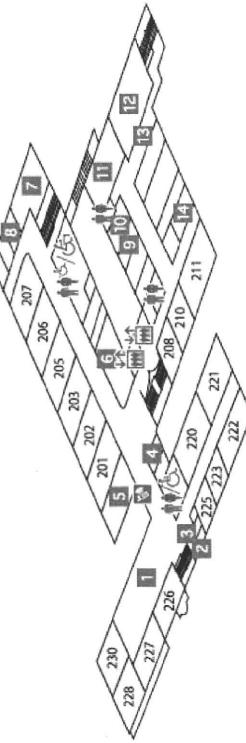
資料3：花川病院院内災

年月日	承認許可関係	その他の動き	職員数
H18.5.31		定款変更 地域包括支援センター承認許可 認知症通所介護事業所(3名) 才アシス21汚物車増設	
H18.7.1			
H18.11.29	定款変更、役員数11名(認可)H.6.14)		
H19.5.24	4医療機関承認 回復期リハ病床入院2		
H20.5.1	療養病棟入院基本料(第1596号) 療養病棟入院基本料(24病棟)第1581号 弓筋退		
H20.8.1	療養病棟入院環境加算1(24病棟)第186号話題 回復期リハリーション病棟入院料第6号返上		
H20.12.1	療養病棟入院基本料(4病棟)療養8割未 療養病棟入院環境加算1(4病棟)第183号 回復期リハリーション病棟入院料2(2.3病 棟)第108号 回復期リハリーション病棟入院料2(2.3病 棟)第108号辞退 回復期リハリーション病棟入院料1(2.3病 棟)第36号	重症患者回復病棟加算 木づら移転、造成式 石狩ぼうと館病院内二移転 川筋男看護師新規採用調査 日本医療機能評価機構新規訪問調査 悪者トイレ、洗面所改善	433名
H21.3.26			
H21.4.1			
H21.4.3	電子化加算第4739号辞退		
H21.6.29~30			
H21.8	歯科外来診療環境体制加算第133号	リハビリガーデン「虹の橋」除幕式(開院 30周年記念事業)	
H21.10.26			
H21.11.1	回復期リハリーション病棟入院料1(3.4病 棟)第50号 療養病棟入院基本料(2病棟)療養8割未 満(第1677号) 療養病棟入院環境加算1(2病棟)第239号 地域連携診療計画院時指導料第228号	重症患者回復病棟加算 リハビリーション科をリハビリーション部に再編	
H21.11.9			
H21.12.9			
H21.12.24~25			
H22.1.1	診療録管理システム加算第25号	温冷配膳車8台導入 日本医療機能評価機構更新認定 (第ニヤビ-ネット(床頭台)導入	
H22.3.23~25			
H22.4.1	運動器リハリテーション料1第288号辞退 退院調整加算第54号辞退 運動器リハリテーション料(1)第96号 慢性期病棟等退院調整加算1第52号	全床低床電動ベッド導入 医師相談室・地域連携室を地域連携相 談センターへに再編 リハビリーション充実加算、休日リバビリテーシ ョン提供加算	455名
H22.5.1	回復期リハリーション病棟入院料1第79号 地域連携診療計画退院時指導料(1)第305号		
H22.11.1	集団コミュニケーション療法料第25号辞 退		
H23.1.1			

14

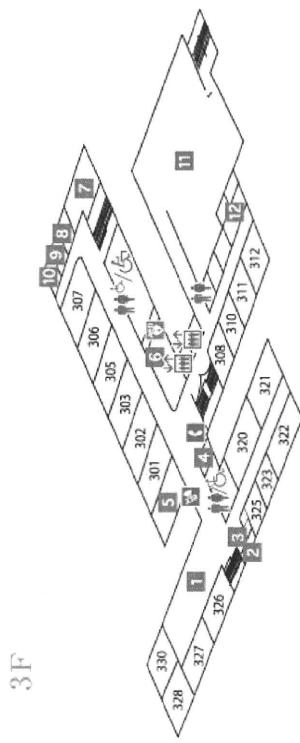


2F



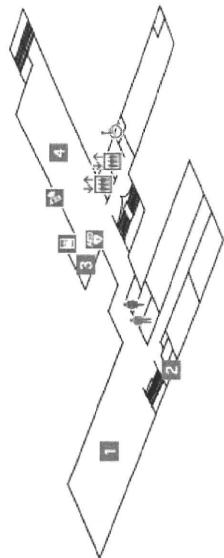
1	石狩市地域包括支援センターホットライン21	11	受付
2	ホットライン21居宅介護支援事業所	12	地域連携相談センター
3	石狩まほつと館訪問介護事業所	13	診察室
4	警備室	14	処置室
5	正面玄関	15	薬局
6	中庭	16	相談室
7	売店	17	検査室
8	歯科	18	）線室
9	事務室	19	受付
10	待合ホール	20	CT室

1 テイルーム	8 言語療法室(2)
2 乾燥室	9 理髪室
3 洗面・洗濯室	10 一般浴室
4 カンファレンスルーム	11 特浴室
5 機能訓練室	12 介護浴室
6 会議室	13 准備室
7 会議室・会議室(1)	14 障害浴室

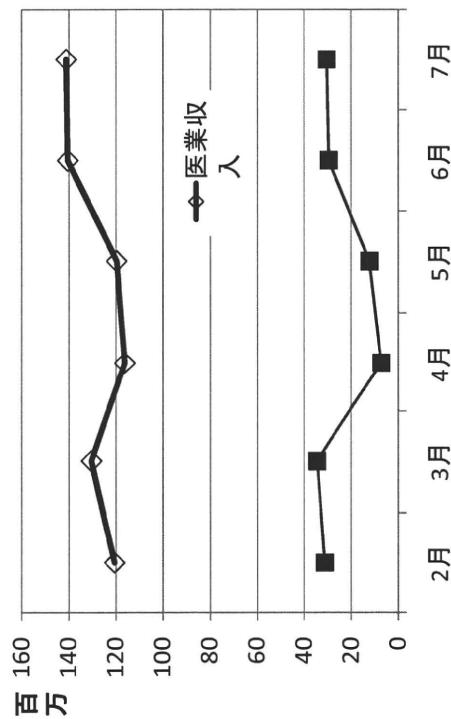


1 デイルーム	7 図書室
2 乾燥室	8 言語療法室(6)
3 洗面・洗濯室	9 言語療法室(7)
4 カンファレンスルーム	10 言語療法室(8)
5 機能訓練室	11 一般浴室
6 ナースステーション	12 配膳室

5F



資料5：医業利益と医業収入の推移



月別	日数	入院数	退院数	延床数	延床患者数	一日平均患者数	回復期病床	4病棟(回復期)	3病棟(回復期)	2病棟(医療康复)
平成21年2月	28	48	49	3324	1,665	1,669	59.6	59.5	59.5	1,665
平成21年3月	31	52	51	5,515	1187	1,182	59.1	59.6	59.6	59.5
平成21年4月	30	16	35	5154	1179	1,185	58.9	59.9	59.6	59.5
平成21年5月	31	59	54	5032	1130	1,118	56.4	56.7	56.7	58.8
平成21年6月	30	57	41	534	1042	1,023	52.4	52.4	51.8	58.1
平成21年7月	31	42	43	554	1183	1,177	59.4	59.1	58.9	59.5

資料4：入院患者数の推移（2009年2~7月）

資料6：ノロ・ウィルスに関するマニュアル（感染事件の前のもの）

1. 定義

ノロ・ウィルスは、冬季の感染性胃腸炎の主要な原因となるウイルスで、集団感染を起こすことがあります。感染者の便や嘔吐物に触れた手指を介して、二次感染を起こす場合が多くなっています。

主症状は嘔気、嘔吐、腹痛、下痢で、通常は1～2日続いた後、治癒します。

2. 感染ルート

ほとんどが経口感染で、汚染された貝類（カキなどの二枚貝）を生あるいは十分加熱しないで食べた場合に感染します。感染した調理者を介して汚染した食品を食べた場合、便や嘔吐物に触れた手指を介して、あるいは人同士の接触により二次感染を起こすことがあります。

3. ノロ・ウィルス感染症と診断された場合のマニュアル

1) 患者の便や嘔吐物、おむつを処理するときは、使い捨て手袋を着用します。

2) 嘔吐の場合には、2枚重ねにした手袋、ガウン、マスクを付けペーパータオルに霧吹きでブリーチ100倍液をかけ、くるむかように取ります。

3) 吐物を拭き取った後、次亜塩素液に浸したペーパータオルで外側から中心に向かって拭き取り、2枚重ねたビニール袋の1枚目に入れ手袋も、裏返しにしながら脱ぎしつかり縛ります。2枚目のビニール袋に残りの手袋とマスクも捨て口を縛り捨てます。

4) 汚染されたリネン類は次亜塩素剤100倍液に30℃で5分以上浸し、透明ビニール袋に「ノロ・ウィルス」「消毒済み」と表示し袋の口をしばって出す。

5) 介助後、配膳前、食事介助時、また手袋を脱いだときも手洗いします。

6) 手洗いは石鹼と流水で行います。

7) ウィルスは逆性石鹼やエタノールでは死滅しません。

8) 感染者が使用した食器類は厨房へ戻す前に次亜塩素剤400倍液に30分浸してビニール袋に入れ下膳する。残飯はビニール袋にいれ100倍液次亜塩素剤を噴霧し口を開じさらに袋にいれ燃えるごみとする。

9) 症状がなくて2～3週間は体内にウイルスはあるので、排泄物等の取り扱いは十分注意する。

10) 下痢・嘔吐症状がある場合は入浴を避ける。回復後もしばらくは最後に入浴し、浴室はカビキラーなどで洗浄する。

資料7：事件以降追加されたマニュアル

ノロ・ウィルス感染報告体制

- 1) 患者が発症
 - ・院内感染報告マニュアル1に沿って、院内感染委員会に報告する。
 - ・集団発生した場合は、院内感染集団発生手順2に沿って報告する。
 - ・報告を受け、院内感染委員長は、隨時臨時感染委員会を招集し対応を協議する。
2. 感染ルート

- 1) 患者が発症、または疑わしい場合
 - ・下痢、嘔吐、発熱、などの症状がある職員は所属長に報告する。
 - ・所属長は、外来又は消化器受診を指示する。
 - ・有症状の職員は出勤を控える。回復後も48時間は調理食事介助等業務を避ける。
 - ・所属長はノロ・ウィルス陽性の結果がいたら、感染委員会に報告する。
 - ・感染職員の欠勤は有休扱いとする。
 - ・欠勤中の職員は、症状について所属長に報告を義務付け出勤停止期間は委員会で指示する。
- 3) 行政への届出

保健所への報告基準

 - ①同一の感染症もしくは食中毒によると思われる死亡者又は重篤な患者が1週間に2名以上発生した場合
 - ②同一の有症状者等が10名以上または入院患者の半数以上発生した場合
 - ③①及び②に掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に管理者等が必要と認めた場合
- 4) ノロ・ウィルス検査について
 - ・検査のコストは、保険点数表未収載項目であるため、感染管理上検査が必要と認めた場合、病院負担で実施する。
 - ・保健所に提出した検体の検査結果は個人名ではなくて公表されないため、感染の有無を個々に把握することは出来ない。

平成21年4月27日作成